4　第一項及び第二項の規定は法第六十六条第一項又は第三項の規定による受継の申立てについて、前項の規定は同条第一項又は第三項の規定による受継があった場合について準用する。この場合において、第二項中「法令により手続を続行する資格のある者」とあるのは、「当該子の返還申立事件において申立人となることができる者又は相手方の死亡後に子を監護している者」と読み替えるものとする。

（当事者の死亡の届出・法第六十六条）

第三十一条　当事者が死亡したときは、その手続代理人は、その旨を裁判所に書面で届け出なければならない。

（送達・法第六十七条）

第三十二条　送達については、民事訴訟規則第一編第五章第四節の規定（同規則第四十一条第二項及び第四十七条の規定を除く。）を準用する。この場合において、同規則第三十九条中「地方裁判所」とあるのは、「家庭裁判所」と読み替えるものとする。

（書類の送付）

第三十三条　直送（当事者又は手続に参加した子（以下この条及び第四十六条第二項において「当事者等」という。）の他の当事者等に対する直接の送付をいう。以下この条及び同項において同じ。）その他の送付は、送付すべき書類の写しの交付又はその書類のファクシミリを利用しての送信によってする。

2　裁判所が当事者等その他の関係人に対し送付すべき書類の送付に関する事務は、裁判所書記官が取り扱う。

3　裁判所が当事者等の提出に係る書類の他の当事者等への送付をしなければならない場合（送達をしなければならない場合を除く。）において、当事者等がその書類について直送をしたときは、その送付は、することを要しない。

4　当事者等が直送をしなければならない書類について、直送を困難とする事由その他相当とする事由があるときは、当該当事者等は、裁判所に対し、当該書類の他の当事者等への送付を裁判所書記官に行わせるよう申し出ることができる。

第二款　第一審裁判所における子の返還申立事件の手続

第一目　子の返還の申立て

（子の返還申立書の記載事項等・法第七十条等）

第三十四条　子の返還申立書には、申立ての趣旨及び子の返還申立事件の手続による旨を記載するほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　法第二十七条各号に掲げる事由

二　予想される争点及び当該争点に関連する重要な事実

三　第一号に掲げる事由及び予想される争点ごとの証拠

四　返還を求める子について親権者の指定若しくは変更又は子の監護に関する処分についての審判事件（人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）第三十二条第一項に規定する附帯処分についての裁判及び同条第三項の親権者の指定についての裁判に係る事件を含む。第四十一条第一項第六号において同じ。）が係属している場合には、当該審判事件が係属している裁判所及び当該審判事件の表示

2　前項第一号に掲げる事由及び予想される争点についての証拠書類があるときは、その写しを子の返還申立書に添付しなければならない。

3　子の返還申立書には、相手方の数と同数の写しを添付しなければならない。

4　家庭裁判所は、子の返還の申立てをした者に対し、前二項の写しのほか、子の返還申立事件の手続の円滑な進行を図るために必要な資料の提出を求めることができる。

（申立ての通知）

第三十五条　子の返還の申立てがあったときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨を外務大臣に通知しなければならない。

（子の返還申立書の補正の促し・法第七十条）

第三十六条　裁判長は、子の返還申立書の記載について必要な補正を促す場合には、裁判所書記官に命じて行わせることができる。

（子の返還申立書の却下の命令に対する即時抗告・法第七十条等）

第三十七条　子の返還申立書の却下の命令に対し即時抗告をするときは、抗告状には、却下された子の返還申立書を添付しなければならない。

（参考事項の聴取・法第七十条）

第三十八条　裁判長は、子の返還の申立てがあったときは、当事者から、子の返還申立事件の手続の進行に関する意見その他手続の進行について参考とすべき事項の聴取をすることができる。

2　裁判長は、前項の聴取をする場合には、裁判所書記官に命じて行わせることができる。

（申立ての変更の通知・法第七十一条）

第三十九条　申立人が法第七十一条第一項の規定により申立ての趣旨を変更した場合には、同条第三項又は第四項の規定による裁判があったときを除き、裁判所書記官は、その旨を当事者及び手続に参加した子に通知しなければならない。

（答弁書の提出期限）

第四十条　法第七十二条第一項の規定により子の返還申立書の写しが相手方に送付されるときは、裁判長は、答弁書の提出をすべき期限を定めなければならない。

（答弁書の提出等）

第四十一条　相手方は、前条の期限までに、次に掲げる事項を記載した答弁書を提出しなければならない。

一　申立ての趣旨に対する答弁

二　子の返還申立書に記載された事実に対する認否

三　法第二十八条第一項各号に掲げる事由であって答弁を理由付けるもの

四　予想される争点及び当該争点に関連する重要な事実

五　第三号に掲げる事由及び予想される争点ごとの証拠

六　返還を求める子について親権者の指定若しくは変更又は子の監護に関する処分についての審判事件が係属している場合には、当該審判事件が係属している裁判所及び当該審判事件の表示

2　前項第三号に掲げる事由及び予想される争点についての証拠書類があるときは、その写しを答弁書に添付しなければならない。

第二目　子の返還申立事件の手続の期日

（音声の送受信による通話の方法による手続・法第七十五条）

第四十二条　家庭裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって子の返還申立事件の手続の期日における手続（証拠調べを除く。）を行うときは、家庭裁判所又は受命裁判官は、通話者及び通話先の場所の確認をしなければならない。

2　前項の手続を行ったときは、その旨及び通話先の電話番号を子の返還申立事件の記録上明らかにしなければならない。この場合においては、通話先の電話番号に加えてその場所を明らかにすることができる。

（手続代理人の陳述禁止等の通知・法第七十六条）

第四十三条　手続代理人の陳述禁止等の通知については、民事訴訟規則第六十五条の規定を準用する。

第三目　事実の調査及び証拠調べ

（事実の調査・法第七十七条等）

第四十四条　事実の調査は、必要に応じ、事件の関係人の性格、経歴、生活状況、財産状態及び家庭環境その他の環境等について、医学、心理学、社会学、経済学その他の専門的知識を活用して行うように努めなければならない。

2　事実の調査については、裁判所書記官は、その要旨を子の返還申立事件の記録上明らかにしておかなければならない。